

議会の議決に付すべき契約に関する条例

平成27年 2月20日条例第44号

最終改正：令和元年 7月23日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により、大阪  
広域環境施設組合議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格が  
600,000,000円を超える工事又は製造の請負とする。ただし、既決契約の一部変  
更（契約金額の2割を超える増減がある場合を除く。）については、この限り  
でない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年 7月23日条例第1号）

この条例は、令和元年10月 1日から施行する。